

成年後見制度啓発フォーラム 〜武豊フォーラム〜

成年後見制度をクイズ形式で分かりやすく知ることができます。

●成年後見制度とは？

認知症の高齢者または知的障がいや精神障がいでの判断能力が不十分な方々の権利や財産を守る制度です。

●とき

12月3日(土)

午後1時30分〜4時30分

●ところ

①武豊町中央公民館

②北山区民館

③富貴公民館

●内容

成年後見制度概要説明、クイズ成年後見制度、グループで話し合い

●定員

①100名

②10名

③10名

●参加費 無料

●申込み

12月1日(木)までに問い合わせ先へ

問 NPO法人知

多地域権利擁

護支援センター

☎(39)3770

Fax(39)3774

個人事業税第2期分の納付をお忘れなく

納期限は11月30日(水)

8月中旬に県から送付した納付書で納期限までに納付してください。

※納付書を紛失された方は、

問い合わせ先へ

問 知多県税事務所

県民税・事業税グループ

☎0569(89)8174



Jアラートを活用した情報伝達訓練

町内14か所の屋外拡声機のほか、家庭用の同報無線戸別受信機、防災ラジオから訓練放送が流れます。ご理解とご協力をお願いします。

●Jアラートってなに？

Jアラートとは、国から直接住民に緊急情報を伝えるシステムです。国が送信した弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報などが、市町村防災行政無線な

どを通じて、住民へと瞬時に伝達されます。

■全国一斉情報伝達訓練

11月16日(木) 午前11時

●放送内容

「これは、Jアラートのテストです」×3回
「こちらは、こうほうひがしうらです」

問 防災危機管理課

内線348



公共施設の温室効果ガス排出状況

町では、平成25年3月に地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの総排出量の削減に向けて取り組んでいます。令和3年度

中に公共施設から排出された温室効果ガスの状況は次のとおりです。

問 総務課 内線245

項目		排出状況		
		平成25年度 (基準年度)	令和3年度	温室効果ガス 増減率
CO ₂	電気・都市ガス・ガソリンなどの使用量から算出	3,035,616.1kg	2,838,700.3kg	△6.5%
メタン	ガソリン・軽油などの自動車の走行距離から算出	84.9kg	69.9kg	△17.6%
N ₂ O		2,465.6kg	2,076.7kg	△15.8%
合計		3,038,166.5kg	2,840,846.9kg	△6.5%

●温室効果ガスとは

CO₂(二酸化炭素)、メタン、N₂O(一酸化二窒素)、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7物質がありますが、この調査はCO₂、メタン、N₂Oの3物質のみ集計

11月30日(いいみらい)は 「年金の日」



厚生労働省では「国民一人ひとりが「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日」として11月30日を「年金の日」としています。自分の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計を考えてみませんか。

●「ねんきんネット」で
できること

パソコンやスマートフォンから、いつでも自分の年金記録や年金見込額を確認できるほか、様々な機能が利用できます。

- ・将来の年金見込額の試算
- ・電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- ・受給に関する各種通知書の確認 など

●利用方法

・マイナポータルからログイン
※マイナンバーカードが必要

・日本年金機構のホームページからログイン
※アクセスキーと基礎年金番号が必要
※詳細は日本年金機構(ねんきんネット)ホームページへ



●半田年金事務所
☎0569(21)2375

労働講座



企業経営者、人事労務担当者、労働組合関係者、一般労働者などを対象とした労働講座を開催します。

●とき

12月7日(木)

午後1時30分～4時40分

●ところ 知多総合庁舎

●内容

第1部

「パワハラ予防と対策について」

第2部

「改正育児・介護休業法のポイント等について」

●定員 30名(先着順)

●参加費 無料

●申込み

11月21日(月)までに申込書をFAXまたは郵送(当日

国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です



日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発送されます。控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。大切に保管し、年末調整や確定申告に使用してください。

●発送時期・対象

①11月上旬

・対象 令和4年1月～9月の間に国民年金保険料を納付した方

※令和4年10月以降に納付した分は、控除証明書は発行されないため、領収証書を添付

②令和5年2月上旬

・対象 令和4年10月～12月の間に、令和4年にはじめて国民年金保険料を納付した方

●控除の対象

令和4年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。

す。家族(配偶者や子どもなど)の国民年金保険料を支払っている場合は、自身の国民年金保険料に加え、その保険料も控除が受けられます。

●保険料は

忘れずに納めましょう

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など、万が一のときにも心強い味方となる制度です。

●ねんきん加入者ダイヤル

☎0570(003)004

※050から始まる電話の場合は☎03(6630)2525

▼受付時間

・月～金曜日 午前8時30分～午後7時

・第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日(第2土曜日除く)、12月29日～1月3日は利用不可

忘れずに申請を！ 離婚時の年金分割制度



離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができま

■請求期限に注意！

離婚をした日の翌日から2年

※請求期限を経過すると請求不可

■分割方法は2種類

(1)合意分割

離婚をして、条件①②に該当した場合、当事者の一方または双方からの請求により、婚姻期間中の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)を当事者間で分割することができる制度です。

▼条件

①婚姻期間中の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)があること。

②当事者の合意または裁判手続きにより按分割合を定めたこと。(合意がまとまらない場合は、当事

者の一方の求めにより、裁判所が按分割合を定めることが可能)

※合意分割の請求が行われた場合、婚姻期間中に3号分割の対象となる期間が含まれるときは、合意分割と同時に3号分割の請求があつたとみなされます。

(2)3号分割

離婚をして、次の条件に該当した場合、国民年金の第3号被保険者であつた方からの請求により、平成20年4月1日以後の婚姻期間中の第3号被保険者期間における相手方の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

▼条件

婚姻期間中に平成20年4月1日以後、国民年金の第3号被保険者期間があること。
※「3号分割制度」は、当事者の合意は必要ありません。

ん。ただし、分割される方が障害厚生年金の受給権者で、この分割請求の対象となる期間を年金額の基礎としている場合は「3号分割」請求は認められません。

■年金分割の話し合いに必要な情報通知書(分割の対象となる期間等記載)

事前に請求することができま

■当事者の一方がお亡くなりになつている場合

情報通知書の請求ができない、相手側が死亡した日から起算して1か月を経過すると請求できない場合があるため、速やかに問い合わせ先へ

閻半田年金事務所

☎0569(21)2375

生活のしづらさなどに関する調査にご協力を



「令和4年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」を実施します。

●内容

在宅の障害児・者、難病などの患者と、これまで法制度では支援の対象とならないが長引く病氣やけがなどにより生活のしづらさがある方を対象として、厚生労働省が全国的に行う調査です。障害者施策の基礎資料として活用されますので、ご理解とご協力をお願いします。

●調査開始日

12月1日(木)より

●対象地区

緒川字旭の一部(※)、藤江字山敷の一部(※)に在住の方

●対象者

※全国から抽出された調査区

●調査方法

調査員証を身に着けた調査員が、12月上旬に調査対象地区の皆さんの自宅に伺い、調査の説明、調査対象の配付を実施します。

●提出方法

記入した調査票を郵送で提出

●その他

※自宅に伺って調査票を回収することはありません。
調査票の提出は任意です。回答がない場合でも不利益が生じることはありません。調査員の訪問を断りたい場合は、問い合わせ先へ

閻半田年金事務所
内線163

☎0569(21)2375

☎0569(21)2375

☎0569(21)2375

☎0569(21)2375

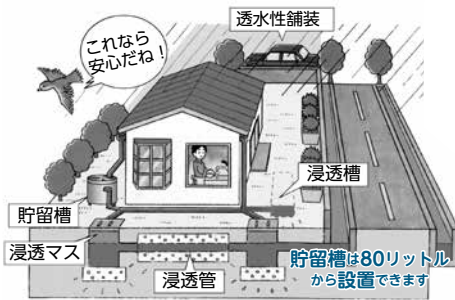
☎0569(21)2375

雨水貯留浸透施設の設置補助



貯留槽は80リットルから設置できます

都市化の進展により、市街地では雨水の浸透する面積が減少したため、降った雨が短時間で河川や水路に集まって氾濫の原因となっています。町では、豪雨時に雨水流出を抑制し、河川・水路への負担を軽減するため、雨水貯留浸透施設を設置する方に補助金を交付しています。雨水貯留浸透施設の設置にご協力をお願いします。なお、補助要件があるため施設の計画が



決定したら事前に相談してください。

●補助対象となる施設、補助額

町内の建物に付随する次に掲げる施設で、新たに設置するもの

施設名	補助額
浸透マス	設置費用の5分の4
浸透管	設置費用の5分の4
貯留槽	設置費用の3分の2
浸透槽	設置費用の5分の4
浄化槽転用貯留槽	転用費用の3分の2
透水性舗装	1㎡あたり1,000円

※補助金の限度額は15万円
●申込み

工事着工前に所定の必要書類を問い合わせ先へ

※申請書などは道路河川課で配布または町ホームページからダウンロード

問 道路河川課 内線304

介護予防を目的とした「健康とくらしの調査」にご協力を！

町と知多北部広域連合では、高齢者の介護予防施策に役立てるため、国立長寿医療研究センターと日本老年学的評価研究機構との共同研究事業として、アンケート調査を行います。調査票が届きましたら、ご協力をお願いします。

●調査時期

11月14日(月)～12月5日(月)

●対象

65歳以上で要介護認定を受けていない方のうち、約4人に1人を無作為抽出

●調査の目的

要介護者の減少や介護保険料の抑制を図るため、対象となる方の現在の健康状態や社会参加などの状況を把握するため。

把握するため。

●問い合わせ

▼調査の目的や調査項目の回答方法について

・健康とくらしの調査コールセンター

☎0120(900)678

▼高齢者介護予防施策について

・保健センター

☎(83)9677

・知多北部広域連合事業課

☎052(689)2263

野焼きは法律で禁止されています



野焼きは煙やにおいが周辺住民の迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質が発生することがあるため、法律で禁止されています。

苦情があれば、指導の対象となります。

農業を営むための野焼きを行う場合は、周りの迷惑にならないよう、①～⑤に注意して実施してください。

①焼却時間が短時間(30分程度)で終わる程度の少量にとどめる。

②風向きや強さ、時間帯(洗濯物を干していない時間

帯など)を考慮する。

③焼却する雑草などが濡れていると煙が多く発生するため、よく乾かしてから焼却を行う。

④野焼きをしている間は、その場を離れない。

⑤野焼きをする前に周辺住民に連絡するなど、理解を得て迷惑にならないように配慮する。

※農業を営むためでも、ビニール類、プラスチック類、ゴム類の野焼きは禁止

問 環境課 内線282

11月9日～15日は 秋の火災予防運動

空気が乾燥して火災が発生しやすい時期を迎え、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。火災は一人ひとりの心がけで防ぐことができます。大切な命、財産を守るため、火災予防に対する意識を高め、火災を未然に防ぎましょう。

令和4年度

全国統一防火標語

「お出かけは

マスク戸締り

火の用心」



■住宅防火いのちを守る 10のポイント

少しの油断から火災は発生します。火気の取り扱いには、十分注意してください。



●4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③コンロを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントは、ほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

●6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓する。寝具、衣類、カーテンは、

防災品を使用する。

- ④火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置して、使い方を確認しておく。
- ⑤高齢者や身体の不自由な方は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。

- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

- ⑦防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

■放火火災を 防止するために

放火火災は、全国的にも常に火災原因の上位となっています。

●放火されない環境づくり

- ・家の周りに燃えやすい物を置かない。
- ・センサー付き照明器具などの外灯をつけて、明るくする。



くする。

- ・物置や車庫には鍵をかけ、車などのカバーは防災製品を使用する。
- ・共同住宅の廊下や階段には物を置かない。
- ・ごみは決められた日の朝に出す。

- ・共同住宅の廊下や階段には物を置かない。
- ・ごみは決められた日の朝に出す。

■住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は、火災をいち早く知らせてくれる機器です。きちんと作動するように、日ごろの維持管理が大切です。



定期的に作動確認をしましょう。

●作動確認方法

ボタンを押す、または音を引いて作動確認します。音が鳴らない場合は電池切れか機器本体の故障です。

●機器本体の 寿命に注意しましょう。

住宅用火災警報器の本体は10年を目安に交換しましょう。

■知多中部広域事務組合 消防本部 予防課

0569(21)1491

介護サービス利用 に関する法律相談

(無料、予約制)

●とき 12月1日(日)

午後1時30分～4時30分

●ところ

東海市しあわせ村

保健福祉センター

●内容 介護サービスの利用上で生じたサービス事業者とのトラブルに関する相談で、法律問題を含むもの

※同一案件3回まで

●対象 知多北部広域連合から要介護または要支援の認定を受けた被保険者およびその介護者

●定員 6名(先着順)

●応対者 熊田法律事務所弁護士

●申込み 11月8日(火)～21

日(月)の平日午前8時30分～

午後5時に電話で問い合わせ先へ

※相談したい内容を具体的に整理しておくこと

■知多北部広域連合
総務課

052(689)1651